

令和8年度佐賀市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務委託仕様書

1. 件名

令和8年度佐賀市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務委託

2. 業務の目的

本事業は次の二つを目的とする。

- ①未受診者に対して特定健診の受診勧奨を行う。
- ②「健診＝自分メンテナンス」であり、「日頃の暮らしの中で、健康づくりに取り組み、病気の予防と健康の保持・増進に関する意識」を向上させることで、受診率の高さを維持できる動機付けを行うと同時に特定健診の受診を習慣付けることで、次年度以降も継続的に受診につなげる。

3. 勧奨業務の対象者

佐賀市国民健康保険特定健診の受診対象者のうち、特定健診未受診者の中から年齢、性別、過去受診歴等を踏まえ、抽出したものとする。

4. 勧奨方針

受診勧奨業務は、特定健康診査等データ分析、文書通知の作成・発送、その他の受診勧奨等、佐賀市の課題に応じたこの事業に関連するその他業務を実施することとする。

5. 委託期間契約締結の日から令和9年3月31日まで

ただし、勧奨通知文書の発送は、各年度の特定健診受診につなげられる時まで完了するものとする。

6. 業務内容

(1) 受診勧奨通知の作成及び送付

受託者は、未受診者に対し、特定健診の受診を促すための勧奨通知を作成し、送付するものとする。

ア 対象者抽出・分析

- ・本市が提供する対象者データを基に分析を行うこと
- ・年齢、性別、過去受診歴等を踏まえ、効果的な対象者抽出を行うこと

イ 通知内容の企画・作成

- ・健康づくりに取り組む意識を促し、病気の予防と健康の保持・増進を図ることを目的に、自身の「健康管理を行うツール」を活用した内容を盛り込むこと
- ・未受診者のグルーピング化による分析を行う
- ・行動経済学（ナッジ理論等）等を活用した内容とすること
- ・対象者の属性に応じた内容の工夫を行うこと

- ・デザイン・文面について本市と協議のうえ決定すること
- ・手段は複数用意すること（紙ベース通知、SNSほか）

ウ 印刷及び発送

- ・はがき又は封書により送付すること
- ・宛名印字、封入封緘、郵送手配を行うこと

エ 送付回数

- ・回数・時期については提案を可とする。
- ・効果的なターゲットから優先順位をつけ、送付回数も順位毎に設定しても良い。

オ 医療機関向け通知の作成・送付

- ・医療機関に向けた特定健診の情報提供に関して連携を求める通知を、最低1回は送付すること。

(2) 受診率向上に資する施策の提案及び実施

受託者は、特定健診受診率向上に資する施策を企画し、実施するものとする。なお、提案する施策については自由提案とする。

ア 提案内容

- ・事業概要
- ・実施方法
- ・対象者
- ・期待される効果
- ・実施スケジュール
- ・実施体制

イ 施策例

※以下は例示であり、これに限らない。

- ・佐賀市スーパーアプリを活用した受診勧奨
- ・AIを活用した受診予測分析
- ・セグメント別アプローチ
- ・WEB予約促進施策
- ・インセンティブ事業
- ・電話による受診勧奨

(3) 効果測定及び検証

受託者は、本業務の実施結果について効果測定を行い、検証すること。また、通知やアナウンスを実施するたびに、当市と共有し、次のアプローチの軌道変更につなげることに努めること。

ア 測定項目（例）

- ・ 勸奨対象者数
- ・ 勸奨実施数
- ・ 受診者数
- ・ 受診率

7. 成果物

受託者は以下を納品すること。

- ・ 分析報告書
- ・ 勸奨実施報告書
- ・ 効果測定報告書
- ・ 関連データ一式（電子媒体）

8. 個人情報の取扱い

- (1) 目的外利用の禁止
- (2) 安全管理措置
- (3) 事故発生時の連絡と、事故後の報告義務
- (4) 業務終了後のデータ消去

9. 再委託

- (1) 全部再委託の禁止
- (2) 一部再委託は事前承認

10. 業務体制

- (1) 業務責任者の配置と明確な人員体制の整備
- (2) 十分な人員体制とその労働安全性の確保

11. 打合せ

- (1) 年間スケジュール、方針決定の打ち合わせ
- (2) 定期報告（月 1 回以上）
- (3) 必要に応じ随時実施

12. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項は協議により決定
- (2) 法令遵守

以上